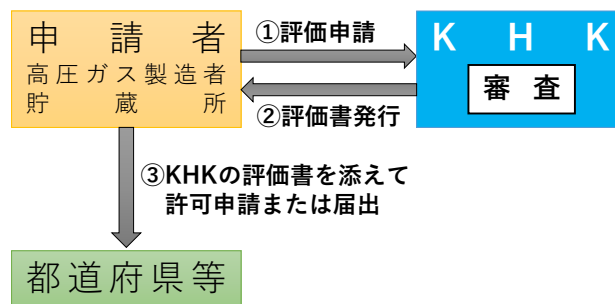


～ご案内～

高圧ガス製造等の許可申請・届出の 支援事業を始めました。

令和2年7月1日に経済産業省の通達（20170718 保局第1号）が改正され、「都道府県知事又は指定都市の長は、技術上の基準に関する審査業務に当たっては、必要に応じて申請書に添付された高圧ガス保安協会又はその他外部の調査機関による評価結果等を活用することができる。」と規定されました。

これを受け、都道府県等への許可申請または届出が必要な高圧ガスの製造、貯蔵について、申請または届出内容が省令、例示基準等の技術上の基準に適合しているかどうかをKHKが事前に評価する事業を始めました。許可申請、届出でお困りの際は、是非ご利用ください。



こんなときに

事業者の方

- ・申請内容を事前にチェックしてほしい。
- ・許可申請、届出をスムーズに行いたい。

自治体の方

- ・第三者の視点でのチェックがほしい。
- ・第三者の評価結果を参考にしたい。

KHKの適合性評価結果を添付することで、

- ・法令等の要求事項に対して、より確実に適合性を確認できます。
- ・自治体での審査がよりスムーズになります。

詳細は協会 web サイト 『委託調査等』の適合性評価関係をご覧ください。

https://www.khk.or.jp/inspection_certification/inservice/commissioned_research.html

（注意事項）本評価は、都道府県等の許可または届出受理をお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。本評価は、都道府県等への申請手数料等とは別の有償の調査となります。評価費用、評価期間は内容により異なりますので、お問い合わせください。また、本評価は、例示基準以外の基準に基づく場合の詳細基準事前評価とは異なりますのでご注意ください。

お問い合わせ先：高圧ガス保安協会 保安技術部門

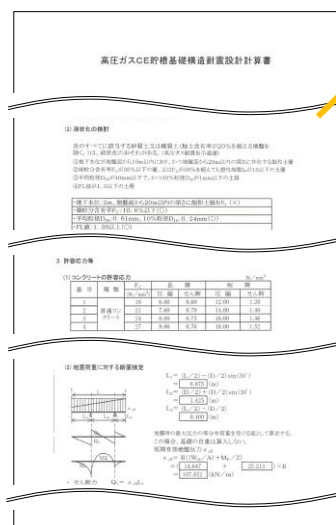
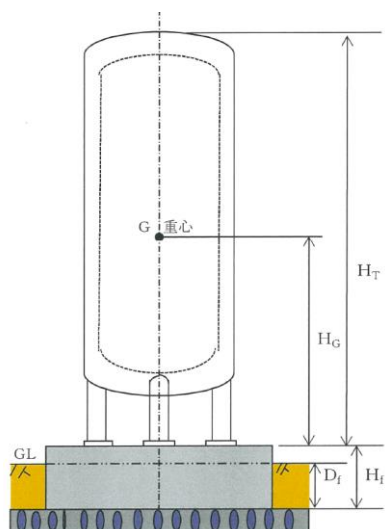
Tel：03-3436-6103 E-mail：hpg@khk.or.jp

KHK 適合性評価の例

例1 耐震設計構造物の基礎の耐震性能評価

要望

CE貯槽の設計コンサルタントが作成した基礎の耐震設計計算書が例示基準 KHKS0861(2018)の通りに行われているか評価してほしい。



KHKS0861(2018)に規定されている方法で

- ・液状化判定
- ・許容応力等
- ・地盤支持力
- ・基礎フーチングの配筋計算

などが計算されているか、その結果が基準を満たしているかなどを KHK の耐震担当職員がチェック。

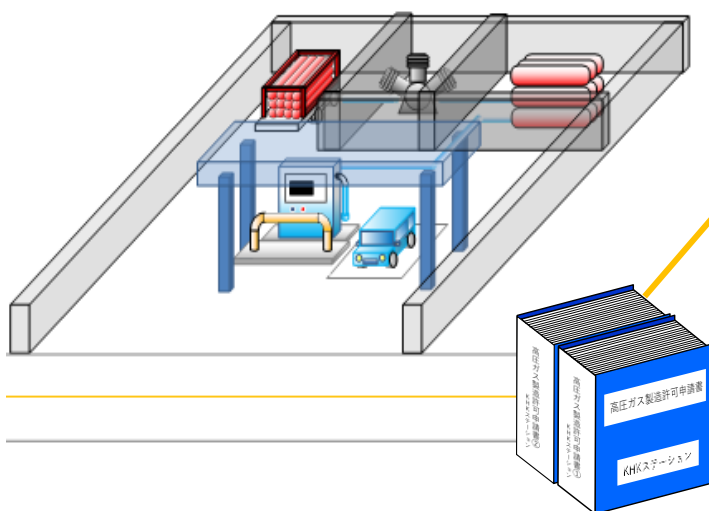
基準を満たしていれば、適合評価書を発行します。

評価期間：目安 2、3 日程度

例2 水素スタンドの設置許可

要望

圧縮水素スタンドの設置許可申請書が、法令等に基づく内容になっているかチェックしてほしい。



圧縮水素スタンドに係る技術上の基準（一般則第7条の3）の規定について

- ・材料、強度、耐圧性能、気密性能
- ・保安距離
- ・火災検知器の仕様
- ・蓄圧器に係る基準

などの適合確認のために必要な資料が整っているか、技術上の基準（省令・例示基準）を満たしているかなどを KHK の水素担当職員がチェック。

全ての技術上の基準への適合確認を行い、適合評価書を発行します。

評価期間：目安 2 週間程度

ご要望に応じた評価を行いますので、お気軽にご相談ください。